



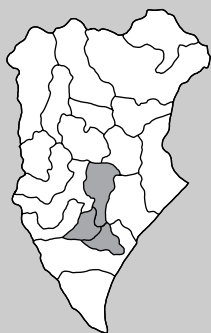
▲ 第11回十勝中央合併協議会(幕別町民会館)

10月29日開催予定の 協議会は延期に

第11回十勝中央合併協議会が、10月8日、幕別町民会館で開催されました。安村副会長(更別村長)から「少しでも早い段階で意思表示をすべきと判断した。住民アンケートを含め住民、議会を始めとする意向の把握、調整に若干の時間を要すると思われ、次回開催予定の協議会の延期をお願いしたい。」との申し出があり、10月29日に開催を予定していました第12回協議会を延期することになりました。

もくじ

決定した協議項目……………	2
水道関係事業	
地域振興事業	
提案・説明された協議項目…	3
行政区・町内会	
小委員会報告……………	4
合併協定項目一覧……………	4



第12号 2004.10.15発行



十勝中央合併協議会だより

編集・発行 十勝中央合併協議会事務局 TEL 0155-55-3222 FAX 0155-54-5222
〒089-0603 北海道中川郡幕別町本町129番地の2

ホームページ<http://north.hokkai.net/tokachichuo-gappei/> Eメールtokachichuo-gappei@north.hokkai.net

第11回協議会での協議

次回協議会の延期申し出

安村副会長から、次回の協議会について延期の申し出があり、その要旨は次のとおりです。

安村副会長～協議の終盤に至り、およその輪郭がみえてきた時期と認識している。各委員の皆様は、昨年の本協議会設置以来ご尽力とご指導を頂きお礼を申し上げたい。当初の予定からするとあと2カ月少々だが、当初より合併ありきではないという形で参加しており、意思表示の時期が課題となっている。更別村の意思表示の時期については、3つの小委員会の協議終了予定の時期が判断の節目の1つと認識して、今日に至っている。そのようなことから、幕別さん、忠類

さんのご意見も参考にさせていただいた中で、本村としては、少しでも早い段階で意思表示すべきという判断をさせて頂いた次第である。

更別村の内部の課題で恐縮だが、アンケート調査を含め住民、そして議会を始めとする意向の把握、調整のため、若干の時間を要すると思っており、僭越な申し出ではあるが、次回、開催予定の本協議会の延期をお願いしたい。私どもの事情で恐縮だが、事情をご賢察いただき対処いただくようお願いしたい。

「水道関係事業の取扱い」他1項目を決定 「行政区・町内会の取扱い」を提案

第11回十勝中央合併協議会では、協議項目の「水道関係事業の取扱い」「地域振興事業の取扱い」が協議され、提案のとおり決定されました。

また、次回に協議する項目として、「行政区・町内会の取扱い」の提案と説明が行われました。

決定した協議項目

協議項目 22-17	水道関係事業の取扱い
1	上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
2	営農用水事業については、更別地区営農用水事業を、合併時に廃止する。 明和地区営農用水事業は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
3	水道料金については、合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に新たな料金を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し、統一する。
4	水道料金の徴収については、次の区分により調整する。 (1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とすることで、合併時に再編する。 (2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、平成19年度に再編する。 (3) 納期については、幕別町の例により、合併時に統合する。
5	加入者負担金及び手数料については、合併時に統一する。
6	水道料金、加入者負担金及び手数料の減免については、更別村の例により、合併時に再編する。
7	区域外受・給水については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
8	指定給水装置工事事業者については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

協議項目 22-22	地域振興事業の取扱い
1	定住促進奨励金事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。
2	宅地分譲事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
3	住宅建設促進利子補給事業については、合併時に廃止する。
4	過疎計画については、現計画を尊重し、新町において新たに策定する。
5	辺地総合整備計画については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
6	企業開発促進事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

提案・説明された協議項目

次回の協議会で、協議されます。

協議項目 22-1	行政区・町内会の取扱い
1	行政区の区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 組織については、幕別町の現行制度を基準に合併時に再編する。
2	行政区の名称については、原則として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、類似する名称については、合併時までに地域住民の意向を踏まえ調整する。
3	行政(公)区長会議については、年2回開催する。
4	行政区内の配布物については、幕別町の例により合併時に統合する。
5	戸別明細図については、合併時に廃止する。

解 説

◎行政区⇒3町村で、次のとおり設置されています。

	幕 別 町	更 別 村	忠 類 村
行政区数	98区	24区	14区
最多世帯数	306世帯	132世帯	175世帯
最少世帯数	8世帯	16世帯	3世帯
平均世帯数	95.2世帯	46.5世帯	52.1世帯
組 織	公区長を置く	区長を置く	区長及び代理者を置く
①委嘱方法	区域内住民の推薦により町長が委嘱	区民の推薦により村長が委嘱	区内の推薦により村長が委嘱
②任 期	2年	2年(実質は1年)	1年
③身 分	非常勤特別職		
④その他	村議会議員は、区長及び代理者になることができない		

〈区域については、現行のとおり新町に引き継ぎます。組織については、幕別町の現行制度を基準に合併時に再編します。〉

◎行政区名⇒3町村における類似した行政区名は次のとおりです。

- ・本町【もとまち(幕別町・忠類村)ほんちょう(更別村)】 ・幸町【さいわいまち(幕別町・忠類村)】
- ・旭町【あさひまち(幕別町)】旭区【あさひく(更別村)】 ・新生【しんせい(幕別町・忠類村)】
- ・錦町【にしきまち(幕別町・忠類村)にしきちょう(更別村)】 ・中央町【ちゅうおうまち(幕別町)ちゅうおうちょう(更別村)】 ・昭和【しょうわ(幕別町)】昭和区【しょうわく(更別村)】
- ・緑町【みどりまち(幕別町)みどりちょう(更別村)】

〈原則として現行のとおり新町に引き継ぎます。ただし、類似する名称については、合併時までに地域住民の意向を踏まえ調整します。〉

◎行政区長会議⇒3町村で、次のとおり実施しています。

幕 別 町	更 別 村	忠 類 村
春～全体会議及び研修会 秋～地区別公区長会議(3地区)	年3回(4月、7月、11月)	年5回(1月、3月、4月、7月、10月)

〈年2回開催します。5月全体会議 11月地区別会議(5地区～幕別3地区、更別地区、忠類地区)〉

◎行政区内への配布物⇒3町村で、次のとおり実施しています。

	幕 別 町	更 別 村	忠 類 村
配 布 日	毎月1日(当該日が休日の場合は直前の開庁日)	毎月10日・25日(当該日が休日の場合は次の開庁)	毎月第1・第3水曜日(当該日が休日の場合は次の開庁日)
配布内容	広報、町(村)のお知らせ及び啓発パンフレット		
配布方法	運送業者が配送		市街地区は職員が送達、農家地区は郵送

〈幕別町の例により、合併時に統合します。〉

◎個別明細図⇒更別村が、3年に1回程度村内全戸の明細図を作成し、村内に配布しています。

〈合併時に廃止します。〉

小委員会報告 (委員長報告)

第5回地域自治組織等小委員会

- ◇9月17日 忠類村で開催
- ① 地域自治組織について3町村の意向をそれぞれ表明、内容を一覧表に整理し、次回に審議することとした。次回は、9月下旬から10月上旬の開催を確認した。
 - ② 新町における事務組織・機構の調整方針及び合併時における事務組織、職員配置数のイメージが提案され、引き続き審議することを確認した。
 - ③ 更別村から、地域自治組織のあり方について、北海道職員のアドバイスを求めている提案があったが、具体的審議が始まったばかりで時期尚早とのことから、審議状況を踏まえた中で、必要性の判断を正副委員長に一任することを確認した。

第6回地域自治組織等小委員会

- ◇9月29日 幕別町で開催
- ① 前回、提案された地域自治組織のあり方について、更別村から補足説明の後、その内容について法制面からの疑問点等があったため、再検討のうえ次回に提出することを確認した。
 - ② 新町の類似団体における財政調整基金及び減債基金の額等について、事務局から説明を受け、内容を確認した。

第7回地域自治組織等小委員会

- ◇10月8日 幕別町で開催
- ・更別村から再提出された内容を含め、地域自治組織、総合支所、基金等のあり方について質疑、意見交換を行った。3町村の意向を踏まえ、それぞれの町村で意向を確認したうえで次回の審議を行うこととした。

新町の名称 応募状況

- ◎募集締め切り 平成16年9月30日
- ◎応募者数 531人
- ◎応募件数 1,412件
- ◎名称の種類 1,016種類

※今後、事務局で一覧表を作成の後、「新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会」で、10候補を選考し、協議会に報告する予定となっています。

合併協定項目一覧

(平成16年10月8日現在)

- ◎ 調整方針が決定した項目
- 協議中の項目
- △ 小委員会で検討中の項目

◎	1	合併の方式
◎	2	合併の期日
△	3	新町の名称
◎	4	新町の事務所の位置
◎	5	財産及び債務の取扱い
△	6	住民自治充実のための取扱い
△	7	地域審議会の取扱い
△	8	議会議員の定数及び任期の取扱い
◎	9	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
◎	10	地方税の取扱い
◎	11	一般職の職員の身分の取扱い
◎	12	特別職の身分の取扱い
	13	一部事務組合等の取扱い
◎	14	条例・規則等の取扱い
△	15	事務組織及び機構の取扱い
◎	16	使用料・手数料等の取扱い
◎	17	公共的団体等の取扱い
◎	18	補助金・交付金等の取扱い
	19	町・字名の区域及び名称等の取扱い
◎	20	慣行の取扱い
	21	消防組織の取扱い
△	22	各種事務事業の取扱い
○	-1	行政区・町内会の取扱い
◎	-2	防災関係事業の取扱い
◎	-3	広報・広聴事業の取扱い
◎	-4	電算システムの取扱い
◎	-5	交通関係事業の取扱い
◎	-6	国民健康保険事業の取扱い
◎	-7	保健・医療事業の取扱い
◎	-8	介護保険事業の取扱い
	-9	環境衛生事業の取扱い
◎	-10	児童福祉事業の取扱い
◎	-11	高齢者福祉事業の取扱い
◎	-12	障害者福祉事業の取扱い
	-13	その他福祉事業の取扱い
◎	-14	農林水産関係事業の取扱い
◎	-15	商工労働観光事業の取扱い
◎	-16	建設関係事業の取扱い
◎	-17	水道関係事業の取扱い
◎	-18	下水道関係事業の取扱い
◎	-19	学校教育関係事業の取扱い
◎	-20	社会教育関係事業の取扱い
◎	-21	国際交流・広域交流事業の取扱い
◎	-22	地域振興事業の取扱い
	-23	その他事業の取扱い
△	23	新町建設計画